

【1 前 文】

私は、大阪維新の会大阪市会議員団を代表いたしまして、平成 25 年度大阪市予算案や関係諸案件並びに今後の改革の進め方などについて質問させていただきます。

25 年度当初予算については、市政改革プランのもと、施策・事業の見直しや補助金等の見直し、公務員改革など、迅速かつ強力に改革に取組んでこられ、成果が表れた初めての通年予算ではないかと考えます。

24 年度予算と比較すると、扶助費や公債費が増加する中、通常収支で 108 億円改善し、財政改革という面で大きな成果がありました。

しかしながら、今後の財政面でいえば、市長が重要として位置付ける、こども、教育などの現役世代への重点投資では、例えば、塾代助成パウチャーや学校教育 ICT を全市展開していくとすれば、さらに約 90 億円という多額の財政負担が必要となります。

また、それを見込んだ「今後の財政収支概算」では、依然として300から400億円という多額の通常収支不足が見込まれ、今後も財政調整基金など補てん財源に頼らざるをえない財政構造であります。

大改革を実行してきた中、将来世代への投資を含めた重点施策を、さらに継続して実行していくためには、新たな財源をどううみ出すかということで、「成長戦略」と「改革」の舵取り、バランスが、非常に重要になると考えます。

「改革」の面からは、「経営形態の見直し」など府・市による二重行政の一元化の取組みについて、府市統合本部で取りまとめた基本的方向性の実現に向け、進めていかなければなりません。

【2 経営形態の見直しと府・市行政サービスの一元化について】

そこで、まずお聞きしますが、府市統合に伴い生み出される効果額について、現段階で示すことは難しいと思いますが、いつ頃、どのような形で示すべきだとのお考えか、市長のご所見をお聞きします。

【3 職員給与の適正化について】

次に、職員給与の適正化についてお聞きします。

昨年の代表質問でも、現業職員や保育士等、民間に同種の業務が存在する職種については、そのサービスや技術に大きな差異はなく、民間の給与水準に合わせて速やかに見直しを実施するよう指摘しております。

市長は、その後、職員基本条例において、職員の給与は民間水準を参考にする旨を規定するとともに、昨年8月には現業職の給料表見直しを含めた給与制度改革に、スピード感をもって取り組まれておりますが、賃金センサスにも見られるように、民間を意識した職員給与の適性化の点では、まだ十分な取り組みとは言えないと考えます。

昨年末、市長は人事委員会に対し、これまで調査対象外とされてきた現業職員についても民間比較できるよう、調査を要請した、と聞いていますが、職員給与のあり方について、市長のめざすところをお聞かせください。

【4 府・市の戦略一元化と成長戦略について】

((1) うめきたにおけるファンドについて)

次に、府・市戦略一元化と成長戦略についてお聞きします。

まず、うめきたにおけるファンドについてですが、民間開発によるうめきた先行開発区域はいよいよ、今年4月にまちびらきを迎えます。ここにおける知的交流拠点「ナレッジキャピタル」に大阪市も進出し、ヒト、資金、情報を集めていくイノベーション創出支援事業を展開する計画であり、今回の予算において、うめきたでの新事業を創出し、プロジェクトを加速するため、ファンドの創設というものがあります。

民間でのファンドも種々あるなかで、自治体があえて、イノベーションを育てるためリスクマネーを供給するファンドをつくることに関与する意義は、どのようなものなのでしょうか。

うめきたにヒト、資金、情報を集める方策について市長のご所見をお聞きます。

質問後要望

ファンドは大阪にイノベーション創出が動き出すための、中核的機能であるとのことです。海外にもプレゼンスが高い橋下市長の強烈な発信力で、しっかりと組成できるよう、旗を振っていただきたいと思います。

(4 – (2) 大学統合について)

次に、市大・府大の統合についてお伺いします。

先般、新大学構想会議から、両大学を統合した新大学のあり方にについて出された提言は、大学を大阪の成長戦略の核と位置付け、教育・研究機能の集中強化を図るとともに、持続的な大学運営システム改革の継続を内容とするものです。

今後、新大学の詳細設計を行うこととなりますが、研究教育の国際化戦略など提言ではあまり触れられていない重要な問題をどうするのか、あるいは大学法人の統合を進めるための地方独立行政法人法の改正など課題も多く存在し、スピード感をもって取り組まなければなりません。

また、公立大学は長期借り入れができないなど制約も多いのが実情であり、大学間競争に打ち勝つ強い大学となるためには、このような法的制約を外すことが必要と考えますが、なかなか実現には至っておりません。これまでの要望一辺倒のやりかたではなく、法人統合に必要な法改正についても国への働きかけを積極的に行うべきであると考えます。

新大学の実現に向けた市長の考えをお聞きします。

(4－3 大阪観光局の設立について)

次に、大阪観光局についてお聞きします。

市長は、昨年末、世界的な創造都市に向けた観光・国際交流・文化・スポーツの各戦略の上位概念となる府市共通の戦略として、「大阪都市魅力創造戦略」をまとめられました。

まず、重点取り組みの一つ、「大阪観光局」については、府や市の行政組織ではなく、民間主体の組織であり、先月の府・市・経済団体のトップ会談で、前 香港政府 観光局 日本・韓国 地区 局長の加納氏を観光局長として迎えられました。

加納氏の意向で、現在の大坂観光コンベンション協会を事業実施団体として活用し、「大阪観光局」という名のもと、ロンドン、香港、シンガポールといった諸外国と比べ、予算が7億5千万円と僅かではありますが、戦略的に観光集客を促進するエンジンとしての役割を担っていただこととされています。

この大阪観光コンベンション協会は現在、市のOBが理事長を務めており、また、行政が作成した予算に基づいて、自動的にお金が降

りてくる仕組みとの批判もあり、無責任体質であったと言われても仕方がないと思います。

今回の大阪観光局の設立により、これまでとどう変わるのが、市長は何を意図されて、このような仕組みの改革をされようとしているのかお聞きします。

(4-4 アーツカウンシルの設置について)

次に、アーツカウンシルについてお聞きします。

アーツカウンシルを府市共同で設置し、芸術文化の専門家を活用した文化施策を進めていくことは、府市にとって大いに意義あることありますが、大阪全体を見れば、他の府域市町村においても、それぞれの地域資源を活かしながら独自に特色ある文化行政が推進されています。

大阪府は広域自治体として、府域全体をカバーする役割を担っており、大阪市も含め府域市町村が実施している文化事業をサポートすることが求められていると思います。

現在、アーツカウンシルの設置については、大阪府と大阪市のみで議論が進められていますが、他の府域市町村にも参画を働きかけ、ワン大阪として魅力ある文化振興施策を展開するべきと考えますが、市長のご所見をお聞きします。

(4－5 新しい美術館構想について)

次に、新しい美術館についてお聞きます。

先日、開催された戦略会議において、中之島に新しい美術館を整備することが決定されました。

我が会派では、平成25年度の予算要望書においても『単なる展示場ではなく、美術を志す人たちが集まる施設とすること。民間資本や活力を利用できない場合は、計画を含めて抜本的に見直すこと。』と位置づけています。

新しい美術館については、来年度に基本計画を策定する予定となっていますが、例えば、周辺の大学との連携など、若い人材を育成するような機能の導入についても検討すべきではないでしょうか。

また、今後、新しい美術館の整備を進めていくにあたって、財源の確保が重要な課題ですが、市民からは「もし美術館を新しく整備するのであれば、是非、寄附をしたい」という頼もしい声も聞かれます。

市民や各種団体等から寄附を募れるようなスキームを構築し、新しい美術館については、これまでの近代美術館構想にとらわれることなく、新しい視点での検討が必要と考えますが、市長のご所見をお伺いします。

質問後要望

今後、市立美術館のあり方を含めて検討するとのことでしたが、天王寺・阿倍野エリアの検討にあたっては、天王寺動物園など集客施設を含め、民間活力をいかし、より一層、都市魅力や集客の向上に努めていただきたいと思います。

また、大阪府も現代美術作品を所蔵していると伺っており、今後の府市統合を見据え、府所蔵作品の活用も是非視野に入れていただきたいと思います。

(4－6 ベイエリア集客構想について)

次に、ベイエリア集客構想についてお聞きします。

「大阪の成長戦略」では、長期低迷を続ける大阪の打開策のひとつとして、「集客・観光」分野において、「世界的な創造都市、国際エンターテイメント都市の創出」を目指すこととし、2020年までに大阪への訪日外国人を年間650万人にすることが目標として掲げられています。

これを実現するためには、多くの集客や経済波及効果が期待できる、カジノ誘致を含めた統合型リゾートの立地などを促進し、世界最高水準のエンターテインメント都市を目指す必要があると考えます。

市長はかねてからカジノ誘致に積極的な姿勢を示され、1月の安倍首相との会談の際にも、大阪港の夢洲にカジノを含む統合型リゾートを設けられるよう、法整備を行うことを要望されています。

また、海外からの観光客を迎える玄関口として、大阪港のクルーズ客船の母港化を目指し、中国などアジアクルーズの拠点として客船の誘致、受入れを進めることも重要であります。

大阪の背後圏には京都、奈良といった世界的な観光都市があり、近くに多くの世界遺産がある優位性もあることから、関西全体を見据えたクルーズ客船の誘致を展開していく必要があると考えます。大阪、関西に人、モノ、金を呼び込む仕掛けとして、大阪臨海部への統合型リゾートの誘致と大阪港を世界に^{ほこ}誇るクルーズ客船の母港とするために、今後どのように取り組んでいくのか、市長のご所見をお伺いします。

(4－7 住宅供給公社について)

次に、住宅供給公社についてお聞きします。

住宅供給公社については、府市統合本部において、府・市に存在する類似・重複している行政サービス、いわゆるB項目の一つとして揚げられています。

現在、昨年6月の府市統合本部資料において示された基本的方向性に基づいて取り組みが進められており、新たな大都市制度移行時の市公社のあり方について今年度末までに、課題を整理し、平成25年度中にその方向性がとりまとめられることとなっています。

市公社のあり方について、大都市制度移行時に市公社が存続できるか否かに関わらず、「民間で行うことができる事業については民間で行うべきである」との観点から、民営化に向けて取り組むべきと考えますが、市長のご所見をお聞きします。

【5 現役世代への重点投資、教育問題などについて】

(5-1 教育振興基本計画について)

次に、現役世代への重点投資、教育問題などについてお聞きします。

まず、教育改革についてですが、今回の市会には「大阪市教育振興基本計画の変更について」の議案が提出され、教育改革を進めるためのさまざまな施策が計画案に盛り込まれています。

この計画案は、昨年5月の教育行政基本条例の制定により、市会と市長がより緊密に教育行政に関わる新たな制度の下で、これまでの教育のあり方を大胆に改革するという観点で作成されております。

市長は、作成当初から積極的に関わっておられますが、この計画案にどのような思いを盛り込んだのか、市長のご所見をお聞きします。

(5－2 校長の予算及び人事権について)

次に、校長の経営戦略についてお聞きします。

校長が特色ある学校づくりを進めるためには、校長の予算や人事に関する権限強化が大前提です。

学校活性化条例において、予算については、「校長は、学校の運営に関する計画を定め、教育委員会は、その計画を実現するための経費の確保に努める」とし、人事については、「教育委員会は、教職員の任免その他の進退について、校長が申し出た意見を尊重する」としています。

校長の内外公募についても、予算及び人事権の強化がなされて初めて意義があるものと考えますが、市長のお考えをお聞きします。

(5－3 公募校長について)

次に、公募校長についてお聞きします。

今年度の選考結果をみると、外部からは 928 名もの応募があったにもかかわらず、最終合格者は全体の 63 名中わずか 11 名にとどまっています。これでは、内部を優遇した選考方法をとったのではないかと疑いたくもなりますし、この結果をみると来年度の外部からの応募者数にも影響を及ぼすのではないかと危惧します。

まず、どんな選考方法をとったのか。また選考過程において、どれだけ外部の目線が入ったのかをお聞きします。

また、来年度の選考においては、昨年以上に外部の目線を入れるべきと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

(5-4-① がんばる先生支援について)

次に、がんばる先生支援についてお聞きします

「大阪市立学校活性化条例」第13条には、「教員が、児童等にとって将来にわたって必要な力をはぐくんでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない」ことが示されています。

学校活性化推進事業の中に、「がんばる先生支援」があり、個人やグループの研究活動に対して50万円や100万円の支援を行うことや、英語教育の強化に向けて教員を海外に派遣することなどが含まれています。

このような教員への高額な支援は、これまでに前例がありません。ひいては大阪市の教育の質の向上につながると考えますが、一方で、指導が不適切な教員には、毅然とした対応を行わなければなりません。市長の「がんばる先生支援」への思いをお聞かせください。

(5-4-② 英語イノベーションについて)

次に、英語イノベーション事業についてお聞きします。

グローバル化が加速度的に進む国際社会において、豊かな語学力を身につけ、活躍し、貢献できる人材の育成は極めて重要です。

しかし、中学校から大学まで英語を学習しても、英語を実際に使用する場面が限られ、「使える英語」が身に付いていないのが現状です。

市長肝入りの「英語イノベーション事業」ではどのようにして大阪の英語教育を充実させ、子ども達に英語でのコミュニケーション能力をつけていくのか市長のご所見をお聞きします。

(5-4-③ 学校教育ICT活用事業について)

次に、学校教育ICT活用事業についてお聞きします。

本市の子どもたちに世界水準の学習環境の中で学ばせたいという市長の熱い思いでスタートした「学校教育ICT活用事業」ですが、市長は、子どもたちが将来生きる社会は、ICTを活用し、自ら考え、判断し、課題を解決する力が求められるとおっしゃっています。

このような力を育むためには、ICT環境のハード整備だけでは十分ではないと考えますが市長のご所見をお聞きします。

(5-5-① 桜宮高等学校事案について)

次に、桜宮高等学校事案についてお聞きします。

桜宮高校における生徒死亡事案について、多数の生徒、教職員が体罰を認識していたにもかかわらず、なぜ最悪の事態を防ぐことができなかつたのか、残念でなりません。

部活動の再開にあたり、課題があると認められた教員については変更したことですが、それ以外の教員についてはどのように対応するのでしょうか。

直接体罰を行っていなくても注意や報告を怠ったという点では大きな問題だと考えますが、教育長の見解をお尋ねします。

また、一昨年の9月には同校のバスケットボール部における体罰を指摘する旨の公益通報がなされました。公正職務審査委員会が教育委員会に、教育委員会が校長にそれぞれ調査を丸投げしたことは問題であります。公正職務審査委員会は調査員を選定できることになっており、正しく調査員を選定した上で調査されていれば結果は違ったはずであり、このように二重の判断ミスが今回の事象を招いたのではないでしょうか。

今後は、体罰・暴力行為を受けた又は見聞きした児童生徒や保護者が安心して相談することができ、それをきっちりと受け止めることができる実効性のある制度が不可欠であると考えますが、併せて教育長の見解をお聞きします。

(5-5-② 桜宮高等学校事案について 2)

ただいま教育長から新しいプログラムに基づく運動部活動の再開決定についてお聞ききしました。

しかし、主たる顧問を変更したのは、わずか3つの部だけであるとのことでした。

果たしてこれでは、勝利至上主義や体罰を許容する風土が本当に解消されるのか、大いに疑問があります。

これらの決定にあたって教育委員会会議でどのような議論がなされ、このような結論に至ったのか。教育委員会委員長の見解をお聞きします。

また、教育委員会では、市長の指摘もあり、同校の体育系学科の入試を中止し、普通科へその定員を振り替える決定を行いました。これに対しては、受験生に大きい影響を与えるなど、様々な批判があったと思います。現時点における認識について、併せて見解をお聞きします。

(5-5-③ 桜宮高等学校事案について 3)

体罰・暴力行為が許されないということを、スローガンのように繰り返すのみでは体罰・暴力行為の撲滅にはつながりません。

市長も述べられていますが、スポーツ指導における指導者と選手の間には絶対的な力関係があり、指導を受ける側は無批判にそれを受け入れてしまう傾向にあります。

一方、本市には、生活指導上の問題行動が多く発生する学校もあり、現場の教員は日々悩みながら教育活動を行っていると聞きます。

教育委員会は、今後市内の全学校に対して、体罰・暴力行為の実態調査を行う予定ですが、実態を徹底的に明らかにしたうえで、スポーツ指導における暴力行為と、生活指導上の体罰は、しっかりと区別して体罰・暴力行為の撲滅に向けた実効性のある取り組みを行う必要があると思いますが、市長の見解をお伺いします。

また、市長の主張を受けて普通科に変更して実施された入試の志願者数は 140 名で、昨年の体育系 2 学科の志願者数 222 名からはかなり減少しました。その一方で、2 月 26 日の朝日新聞の世論調査では、桜宮高校事案に対する市長の対応について 68% の府民が評価するとの結果も出ています。これらを合わせて、現時点で市長はどうのように考えておられるのかお伺いします。

(5－6　いじめ対策について)

次に、いじめ対策についてお聞きします。

教育振興基本計画の中に、いじめなど学校だけでは解決が困難な事案に対して専門家チームを派遣するとあります。

発見したいじめに対して学校の教職員や専門家チームが組織的に対応することは重要ですが、いじめを早期に発見し、芽のうちから摘み取ることはもっと大切です。そのために、例えば学校協議会の委員が校内を巡回するなどが考えられますし、大人の目が常にあることで抑止力にもなると思いますが教育長の見解をお伺いします。

(5－7　待機児童対策について)

次に、待機児童対策についてお聞きます。

待機児童対策について、橋下市長は公約の最重要施策として掲げ、25年度予算案では認可保育所の整備に約30億円、1,920人分の入所枠を確保するとともに、保育ママ事業についても690人分へ事業拡充し、9億2千万円を投じるなど、あらゆる手法を講じることとされています。

さらに、保育事業者の選定に公募制を導入するとともに、認可対象を社会福祉法人以外の事業者にも拡大して保育所整備を促進するとともに、入所枠の拡大に伴い必要となる保育士人材の確保策にも取り組むこととされるなど、市民の切実なニーズに対応した数々の方策を打ち出されていることは高く評価できますが、一方、大阪市の待機児童数は、24年4月時点では前年度から268人増えて664人、10月では1,611人となっており、また、いわゆる隠れ待機児童、除外児童については、4月に2,310人、昨年10月では3,071人となっています。

今後さらに実効性ある取り組みが求められていますが、これまでの待機児童解消の取り組みを通じて、浮かび上がってきた課題とその解決方策について、市長のご所見をお聞きます。

さらに、市政改革プランのアクションプランでは、民間で成立している事業については民間に任せるという考え方に基づき、市立幼稚園の民営化を進めることとなっています。区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休止・廃止も視野に入れて民営化を進めることになっており、廃園をする幼稚園も出てくると思いますが、跡地や建物を活用して、待機児童の解消のために活用すべきではないでしょうか。合わせて市長のお考えをお聞きます。

(5-8-① 保育所の民営化について 1)

次に保育所の民営化についてお聞きます。

公立保育所の民間移管については、こども青少年局から平成25年度に移管着手する保育所は5カ所の計画であると聞いていますが、公立保育所全体125カ所に対して初年度5カ所というのは少なすぎます。重点施策と位置付けるのであれば、期限付き職員を採用してでも保護者の説得にあたるべきです。

また、すでに民間委託されている公設置保育所の場合は、その後の運用において適切に保育所として評価されています。

例えば、第三者機関として設置される選考委員会が評価することを前提に、専門家による適正な鑑定評価に基づき、建物を売却することになれば、決して不公平・不公正ではありません。

なぜなら、公設置保育所の移管は乳幼児のため、保護者のために行われるという特殊性があり、価格のみで評価すべきではないからです。そこで、既に委託している保育所については、委託先法人に移管を行うよう、早急に政策決定を行うべきと考えますが、市長の考えをお聞きます。

(5-8-② 保育所の民営化について 1)

次に、「公立保育所新再編整備計画（案）」においては、公立保育所の役割として、セーフティーネットの役割を主張していますが、民間保育園でも多くの障がい児を受け入れている実績がある以上、それをもって、公立保育所を残す理由にはならないと考えます。

セーフティーネットの役割を果たすには、例えば、区社会福祉協議会など、地域の福祉施策に精通している団体が、保育実績のある社会福祉法人などと運営連携し、公立保育所を引き受けることにより、民間移管を一層促進できるのではないかと考えますが、市長の考えをお聞きします。

【6 市民生活の安全・安心の確保について】

(6-1 発達障がい者の支援について)

次に、市民生活の安全・安心の確保についてお聞きします。

まず、発達障がい者の支援についてですが、今回の予算案では、セーフティネットの確立を目指し、発達障がい者支援の拡充に取り組まれることになります。

発達障がいのあるこどもさんは、障がいの現れ方は個々様々で、なかなか周囲には理解されにくいですが、障がいの特性を理解し、早くから適切な支援につなげることで、将来の困難を軽減し、集団・社会に適応する力を身に付けていくことが重要であります。

さらに、学齢期から成人期にいたる際に、きめ細やかな就労支援・職場定着支援を行うことにより、安心して働き続けることができ、自立した生活を送ることができます。

発達障がいのあるこどもさんが、それぞれのライフステージに応じて切れ目のない支援が受けられるよう取り組みを進める必要があると思いますが、市長のご所見をお聞きしいます。

(6-2 区の地域防災計画について)

次に、区の地域防災計画についてお聞きします。

東日本大震災以降、国において、南海トラフ大地震に関する検討が進められている中、本市においても、一時避難所や収容避難所などを確保するとともに、地域における自主防災活動に対する支援の取組みが行われています。

また、南海トラフ巨大地震に関する地震動・津波シミュレーション、被害想定等の結果に基づいて、大阪市の地域特性に応じた防災対策を推進するため、25年度に「大阪市地域防災計画」の改定を行い、それを踏まえ、「区地域防災計画」についても順次改訂することがあります。これにより防災対策がどのようになり、またどう実行されるのか、市長の見解をお聞きします。

【7 自立した自治体型の区政運営について】

(7-1—① 区長の権限・予算について 1)

次に、区長の権限・予算についてお聞きします。

今回の予算編成は、各区長に権限や財源をできる限り移譲し、幅広い裁量権を与え、その中で、各区長がマネジメントしながら、個々の事業の目的、あり方をしっかりと検証し、24 区、個性を競う色とりどりの施策や事業実施ができるようにと、大方針が示されたところです。

確かに、これまでの局ごとの縦割りで 24 区画一的な事業からいえば、社会企業家育成事業や訪問型の病児病後児保育など、これまでにない、区独自の予算を要求しているものもあります。

しかしながら一方で、区長の裁量予算が増えたとはいえ、実際に裁量を発揮できたのは数千万円程度で自由度が少ないと感じている区長や、局の一定の縛りがあり道路予算を福祉に回すと言った大幅な変更ができず、他の区との横並びを求められた区長もいると聞いています。

次年度以降、今申し上げたような課題について、どのように改善を図られるのか市長のご所見をお聞きします。

(7-1-② 区長の権限・予算について2)

次に伺いますが、ニア・イズ・ベターをより推し進めていくためには、区長への権限の拡大もさることながら、その権限をもって区長が編成した予算が、どれほど地域、住民のニーズを反映したものになっているかという観点も非常に重要です。

現在でも、区政運営について区民からご意見や評価いただく仕組みとして、区政会議がありますが、今回、果たしてどれだけの区長が、この区政会議で区民のニーズや意見を伺い反映した予算編成を行ったのか疑問も残るところです。

今回、区政会議の条例化を提案されていますが、どのような考え方でどのように位置付けているのか市長のご所見をお聞きします。

要望

区政会議については、一部の人だけでなく幅広い区民の方々のニーズが、区政運営に反映され、開かれた会議となるよう期待したいところですが、

そもそも、この大阪市という枠組みの下では、公募区長の権限や裁量予算をどこまで拡大するのか、また、地域によっても異なるきめ細かい区民意思をどれだけ反映できるのかといった、多くの課題や限界があるのは否めません。

公募区長制、そして、区に権限・予算を拡大するといった一連の取り組みは、他都市を見渡しても非常にチャレンジングなものです。こうした課題や限界を抜本的に克服するためにも、区長は選挙で選ばなければならぬと、ここであらためて確認をして、次に移ります。

(7-1-③ 区長の権限・予算について3)

ところで、新聞報道によると、大阪市職員の不祥事削減目標が達成できなかつたことを受け、局長や区長ら幹部の管理職手当を自主返納されたそうですが、ある区長が1人だけ自主返納を拒否されましたとありました。

また、区役所における早期退職者数が非常に多く、ある区では課長級が5、6名早期退職するとも聞いています。

これらの事例は、区長の組織マネジメントが問われることになります。

そこで、問題がある公募区長については、任期途中の交代も検討すべきであると考えますが、市長のご所見をお聞きします。

(7-2-① 地域活動協議会について 1)

各地域で形成が進められている地域活動協議会のあり方についてお聞きします。

地域活動協議会は民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保された地域運営の仕組みと謳われていますが、地域での形成状況を実際に見聞きするところ、特定の団体のトップが、地域活動協議会でもトップに選任されるなど、既存団体の看板の掛け替えにすぎないといった例も見受けられます。

もちろん、地域コミュニティを支えてこられた功績が評価されることはあるのですが、新たな担い手が参加しにくいような硬直的な運営が行われるとなると、自律的な地域運営の仕組みとは名ばかりのものとなってしまいます。

税金を流す以上、勝手にしなさいとはなりません。

例えば、役員の年齢制限及び再任制限を設けるなど、特定の住民に権限が集中しないような制度的な担保が必要と考えますが市長のご所見をお伺いします。

(7-2-② 地域活動協議会について2)

地域活動協議会への補助金についてであります、平成25年度については、補助率は経過措置として100%まで認めることです。

地域活動協議会が立ち上がって間もない、地域の自主財源も乏しい中で、平成26年度以降、この特例措置が撤廃されると果たしてすべての地域活動協議会において市政改革プランのうたう自立的な運営が継続できるのか懸念されるところであります。この点について市長のご所見をお聞きします。

【8 大阪都構想について】

(8-1 大阪都構想について 1)

次に、大阪都構想についてお聞きします。

本年2月1日に大阪府・大阪市特別区設置協議会が成立し、2月27日には第1回協議会が開催され、都構想実現に向けた手続が着実に進んでいると実感しています。

第1回協議会で示されたスケジュール案では、27年4月の特別区移行に向けて、平成26年6月までに協定書を取りまとめるとされています。

具体的な協議会の開催スケジュールについては、月1回から2回程度の議論を行うこととされていますが、この程度の回数では、委員間で実質的な議論ができず、事務局が作成した案に○か×かを決めていくだけになるのではないかと危惧しています。

公選職である首長、議員からなる委員において実質的な議論を進め、協議会での議論をより深いものとするために、土日開催なども検討しながら特別区設置協議会の開催の頻度を上げて、最大限、協議日程を確保し、あわせて短期間で集中的に議論を行うための集中審議方式や終日開催を検討するなど運営方法も工夫すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

(8－2 大阪都構想について2)

次に、現在市長案として示されている特別区の区割りについて4案示されていますが、特別区設置協議会ではこの4案のなかから一つに絞り込むということが確定しているのではなく、4案以外の市長案や他の委員の案が提出されることもありうるのでしょうか、市長のご所見をお伺いします。

(8－3 大阪都構想について3)

わが会派は、都構想を実現することにより財源を生み出し、都構想が実現しても市民サービスの水準を維持していくことを市民のみなさんにお約束しております。

具体的な制度設計においては、再編後の特別区において、市民サービスを維持するための財源が確保されることが大前提となります。

一方で、これからも市政改革プランが謳う「施策・事業の見直しと再構築」が本市の改革の取り組みとして継続していくと思いますが、問題となるのは、どの時点での市民サービスの水準を維持すべきであるのかということあります。

この点、市長のご所見をお伺いいたします。

(8-4 大阪都構想について4)

次に、大都市局の設置についてお聞きします。この大都市局こそ、府市統合の第1歩となる組織であり、過去の府市の対立を思えば、まさに歴史的な出来事であります。具体的な設置の目的と期待される効果について、あたらめて市長にお尋ねします。

(8－5 大阪都構想について5)

また、知事・市長の発信力やリーダーシップに頼りがちだった府市統合の取り組みも、組織が一つになることでより一層の組織マネジメントが重要となります。この点、都市改革監 事務取扱者であります京極副市長に決意のほどをお尋ねします。

【9 大阪都構想について まとめ+結 文】

以上で私の質問を終わりますが、現在の府市統合本部の取り組みは、知事・市長が同じ価値観をもち、政治的に一体であるという稀有な状況があって初めて可能となったものです。

統合本部では格段のスピード感でさまざまな改革の成果があげられていますが、一方で府市事務局のカウンターパート同士で協議や調整がうまくいっていない事例もあると聞いています。

府庁と市役所が別組織である以上、それぞれの利害がぶつかることも多々あるでしょうし、いかにトップのリーダーシップやマネジメントが優っていても、そこには限界があるのは当然です。

今回の大都市局の設置は、(市長もおっしゃる通り)まさに大阪都構想の第一歩としての組織となります。政治的に知事・市長が一体となっているということだけでなく、行政組織を一体化することで初めて統合本部の取り組みが加速度的に進むのではないかと大いに期待しております。

そして、我が会派の党はである大阪都構想を速やかに実現すべく、我々も市長とともに統治機構の大改革にまい進していきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。